

## 電気カーペットに係る分類変更について

平成27年12月  
長崎税関

平成27年3月に開催された第55回世界税関機構（WCO）HS委員会の決定を受け、電気カーペットの分類についての取り扱いが、以下の通り変更となります。本取扱いは、平成28年3月1日から適用されます。

### 第55回HS委員会決定

紡織用繊維製の電気カーペットは、カバーを付して使用されるか否かに関わらず、紡織用繊維製の床用敷物として、第57類に分類される。

#### 変更前

カバーを付して使用することが推奨される電気カーペットの本体（カバー無）は、床用敷物とみなさず、家庭において使用する種類の電熱機器として、第85.16項（税率：基本Free）に分類。



#### 変更後

電気カーペットの本体（カバー無）も、床用敷物として、使用時の露出面の材質・性状等により分類。

#### 変更後の具体的な取扱い

物 品	分 類
以下の物品はすべて同様に右のとおり分類されます。 ・そのまま使用されるもの ・カバーを付して使用することが前提とされるもの（輸入時にカバーとセットで提示されるか否かを問わない）	使用時の露出面の材質・性状等により、床用敷物として、 1. 「紡織用繊維製の床用敷物」として、57類に分類 （例）・5704.90-200（フェルト製のもの） （基本9%、協定7.4%、特惠Free） ・5705.00-022（その他のもの） （基本9.6%、協定7.9%、特惠6.32%） 2. 「プラスチック製の床用敷物」として、39.18項に分類 （例）・3918.10-000（塩化ビニルの重合体製のもの） （基本4.6%、協定3.1%、特惠Free）

※具体的な物品に関する分類については、  
業務部関税鑑査官（☎095-828-8669）に個別にご相談下さい。